

令和7年3月の相談件数

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦 情	63	59	57	84	57	70	62	63	70	58	50	74	767
問い合わせ	5	3	4	4	4	6	4	2	3	3	1	5	44
要 望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	68	62	61	88	61	76	66	65	73	61	51	79	811
(前年度計)	(70)	(73)	(65)	(54)	(67)	(56)	(53)	(67)	(55)	(78)	(72)	(58)	(768)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	5	4	7	2	5	2	3	7	2	3	3	2	45
(前年度)	(8)	(4)	(7)	(2)	(2)	(4)	(4)	(4)	(2)	(4)	(3)	(6)	(50)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	2	4	3	1	3	1	3	1	1	22
20歳代	5	6	9	4	1	5	0	3	3	2	1	2	41
30歳代	5	4	6	10	4	4	15	8	4	9	6	5	80
40歳代	8	12	7	14	14	8	8	14	6	8	10	8	117
50歳代	13	16	10	12	7	11	13	10	10	9	3	14	128
60歳代	7	0	11	16	6	11	9	9	18	15	4	11	117
70歳以上	21	18	12	23	21	29	14	11	25	14	20	26	234
その他・不明	8	4	6	7	4	5	6	7	6	1	6	12	72
計	68	62	61	88	61	76	66	65	73	61	51	79	811

今月の相談事例

4年間住んだ賃貸アパートを退去後、不動産会社から高額な請求書が届いた。フローリングの修繕費が一番高く、全面張替えになっている。フローリングに少しキズを付けてしまったが全面張替えは納得できない。敷金を差し引いて50万円以上の修繕費の請求書は、クロスの上張りや穴の補修等10項目以上の請求であった。フローリングには入居前にキズが付いていた個所もあったが、不動産会社へ伝えていなかった。

センターからのアドバイス

修繕費は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されている基準を参考に、不動産会社に説明を求め、費用負担について話し合うことになります。キズを付けたフローリングやクロスの損傷箇所や穴については最小単位の負担になり、その他の内訳についても確認し、納得いく説明を求めましょう。入居する時に部屋のキズや汚れなどは写真に撮り記録に残しましょう。